

## 1. 目次

### 序章 本論文の問題意識と構成

- 第1節 はじめに
- 第2節 本論文で取り扱う問題
- 第3節 本論文の構成

### 第1章 銀行業における課税所得と会計利益の乖離

- 第1節 はじめに
- 第2節 銀行の会計規制の変革
- 第3節 1998年度税制改革
- 第4節 差異の推移
- 第5節 差異の要因
- 第6節 おわりに

### 第2章 繰延税金資産に対する時価評価の浸透

- 第1節 はじめに
- 第2節 各配分法の論拠
- 第3節 各基準に見る将来減算一時差異配分法の論拠
- 第4節 繰越欠損金に係る税便益認識規準における実現主義の導入
- 第5節 繰越欠損金に係る税便益認識規準における実現主義の放棄
- 第6節 税効果会計にみられる時価主義の浸透

### 第3章 繰延税金資産に見る実現概念と将来予測の相克

- 第1節 はじめに
- 第2節 基準の処理要件の相違：FAS96号とFAS109号
- 第3節 FAS96号における認識規準の背景
- 第4節 FAS96号の認識規準に対する批判
- 第5節 FAS109号における認識規準の背景
- 第6節 現行の税効果会計の特徴

### 第4章 評価性引当額設定水準を巡る会計政策

- 第1節 はじめに
- 第2節 仮説
- 第3節 検証方法とサンプル
- 第4節 検証結果
- 第5節 おわりに

### 第5章 銀行の繰延税金に対する市場の解釈

- 第1節 はじめに
- 第2節 仮説とリサーチ・デザイン
- 第3節 サンプルと基本統計量
- 第4節 検証結果
- 第5節 自己資本比率の余裕度と繰延税金の解釈
- 第6節 おわりに

### 終章

- 第1節 本論文の要約
- 第2節 本論文からのインプリケーションと今後の課題

## 2. 本論文の問題意識と取り扱った問題

近年、フリー・フェア・グローバルな市場を構築するため金融ビッグバンと呼ばれる一連の制度改革が起きている。この改革では、市場規律を高めることが期待されている。この改革の一つとして、金融制度の一つとしての会計制度でも連結会計制度の整備や金融商品の時価評価、年金会計の導入などの制度改革が進んでいる。これがいわゆる「会計ビッグバン」である。この会計ビッグバンの一環として、1998年10月企業会計審議会は『税効果会計にかかる会計基準』を公表した。これにより1998年度から税効果会計を個別財務諸表に適用することが可能になった。この会計基準の公

表は個別の財務諸表にも税効果会計を適用することを要求した。

これと時をほぼ同じくして行われた1998年度の税制改革は、1965年における全般的な法人税の整備以来の大改正となった。この改正においては、「課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる」という基本方針の下、「課税ベースの適正化」の観点から課税所得計算に関して大幅な見直しが実施された。しかしながら、これに対しては、「発生主義会計の否定」や「なりふり構わぬ税収確保のための締め付け」といった批判が寄せられていることからわかるように、会計利益算定の計算から課税所得の計算が乖離していくという効果をもたらした。つまり、1998年度は会計利益から課税所得が乖離し、その乖離に対応した会計基準が公表されたという点で、法人税の会計処理という側面から見て節目となる一年であったといえよう。

ところで『税効果会計に係る会計基準』はその目的を「法人税その他利益に関連する金額を課税標準とする税金の額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益と法人税等を合理的に対応させること」(第一)ととしている。そしてこの目的を達成するための会計処理に関する要求はアメリカの税効果会計に関する基準であるFAS109号と極めて類似しており、会計基準の国際的調和化という流れの中、税効果会計も国際的調和化の流れに沿った会計基準であるといえよう。

しかしながらこのように合理的な会計処理や国際的調和化を高めるという目的で導入されている税効果会計に対しては、銀行救済という理由で導入されたとの指摘がしばしばなされている。1998年4月以後、地方銀行にも早期は正措置が適用されることとなり、経営者にとって自己資本比率規制の目標水準の達成が最低の義務となった。ところが、目標水準の達成が困難であると予想されたため、目標水準の達成を助ける目的で税効果会計が導入されたのではないかということが、税効果会計に対する批判である。

もしこの批判が正しく、銀行が税効果会計を自己資本比率規制クリアーの目的のための会計基準であると見なしているならば、その目的に沿った会計政策を実施する可能性が高い。このように経営者が税効果会計を利用したならば、税効果会計本来の目的である当期利益と法人税の合理的な対応をもたらす会計処理が達成できないことが懸念され、それによって不確実性やリスクを増加させてしまうこととなりかねない。よって、現状において税効果会計の処理が税効果会計本来の目的に沿っているか否かを検証することは、重要な問題であると考えられる。したがって本論文の目的は、税効果会計がどのように経営者に利用されて、それを市場がどう解釈しているかを実証的に検証することである。

この目的を達成するため、本論文では以下の4つの問題を取り扱うことで、課税所得と会計利益の乖離が銀行の会計政策に与えた影響を探ることとする。

- (1) 課税所得と会計利益の乖離の拡大が銀行にとっていったいどの程度で、どのような要因によっておこっているのか？
- (2) 両者の乖離を会計基準はどのような視点から会計処理として反映させようとしているのか？それに伴い問題となりうるのは何であるのか？
- (3) 会計処理上の問題は会計政策に利用されているのか？
- (4) 市場は会計政策をどう評価しているのか？

まず問題(1)について説明する。すでに税効果会計の導入は国際的調和化という目的にも沿っていたことを指摘した。しかしながら、税効果会計の対象となる法人税制度については必ずしも国際的調和化が図られた制度とはなっていない。そのため、そもそも税効果会計の対象としている状況が異なっている可能性がある。このため、日本はどのような状況にあるのかを探るのがこの問題である。また、状況がたとえ異なっても、程度が小さければ大きな問題を引き起こさない可能性もある。そこで、どの程度問題であるのかを確認する必要があると考える。

次に問題(2)を考察する目的は、問題(1)において示した日本の状況が税効果会計によってどのように会計上処理しようとしており、どのような問題の可能性が生じるのかについて明らかにすることである。この問題を考察する際本論文において着目したのが、繰延税金資産を巡る問題点である。第1章で指摘することであるが、米国では繰延税金負債を発生させるような一時差異が発生するケースが多いのに対して、日本の特に銀行業においては繰延税金資産を発生させるケースが多い。このため、繰延税金資産に関する問題点は日本においてより増幅すると考えられる。さらに、米国では繰延税金負債の処理について注目が集まっていたために、繰延税金資産については当初あまり議論されることはなかった。このため、現在の繰延税金資産の評価がどのような原理によって説明できるかについては未だ議論の余地があると考えたためである。

そして問題(3)は、問題(2)において特定化した問題にどの程度経営者の裁量が反映されているかを探るものである。たとえ、経営者の裁量により左右されやすい会計基準であっても、実際に会計処理に経営者の裁量が反映されていないならば、その会計基準に大きな問題はないと考えられる。このため、経営者の裁量が実際の会計処理に反映されているか否かを検証する必要があると考える。本論文の問題意識に照らしてこの問題を考えると、自己資本比率規制をクリアーするという銀行経営者の目的が税効果会計の処理に反映されているか否かについて検討する余地があると考えられる。

最後に問題(4)では、現行の会計処理や会計政策が市場でどのような評価を受けているかを探るものである。この問題は、問題(1)から(3)までを分析した結果判明した税効果会計に対する懸念のうち、情報提供機能の観点から税効果会計がどのように評価できるかについて分析を行うために必要なものである。

### 3. 第1章の目的と結論

問題(1)を分析したのが1章である。第1章では、課税所得と会計利益の乖離がどのような要因で発生し、どの程度大きなものであるのか、そしてその発生要因はなにであるのかについて考察を加えた。この分析を行うにあたり、制度のそのものの変革とそれがデータからどう見て取ることができるかの二点に着目し、分析することが本章の目的である。またこの差異の分析を拡張し、差異がどの要因により生じているかについての検証を行うことも本章の貢献である。

この分析の結果第1章で明らかになったのは次の通りである。まず、銀行の会計処理に対する規制は、1990

年代後半以降大きな変更があった。その変更点とは、銀行が会計処理に判断を加える余地を広げるものであった。これに対して、課税所得計算に際しては、引当金の縮小などにより発生主義会計から乖離していった。

差異の時系列的な分析によると、このような傾向は1995年度以降始まっていることが確認された。この年度は不良債権の開示の開始など、ディスクロージャーという点での銀行会計制度改革が開始された時点である。つまり制度改革と差異の拡大の時期が同期していることがわかる。また差異は必ずしも一貫した傾向を持つものではなく、ぶれを伴っていることがわかった。これは、平均すると課税所得よりも会計利益の方が大きいという傾向を持つアメリカとは対照的であることがわかった。また、会計上の税率の標準偏差も1995年度以降大きくなる傾向にある。これは、銀行ごとの会計政策の差異が課税所得と会計利益の差異に反映されていると考えることができよう。

また、本論文ではこの差異の要因について分析をManzon and Plesko [2001]の方法に従って検証した。まず税務政策の要因として、収益性が高ければ高いほど課税所得を減少させるインセンティブがあることが確認された。しかしながら、繰越欠損金の存在と差異との関連は今後の検討課題である。一時差異の発生要因としては、不良債権償却、その他引当金に関しては課税所得を増加させる差異が発生していることが確認されたが、収益変化額と退職給与引当金に関しては、差異との関連が見いだせなかった。また、規模については、課税所得よりも利益を増加させるような効果があることが見いだされた。これは通常の規模仮説とは逆であるが、銀行の収益性の低さに対する批判への対応は、規模が大きければ大きいほど積極的であると考えれば、規模仮説と矛盾しないと考えられる。最後に差異は反復して発生することが裏付けられた。

#### 4. 第2章の目的と結論

次に(2)を分析したのが第2章と第3章である。

第2章では、繰延税金資産の評価に着目した。繰延税金資産を発生させるのは、将来減算一時差異と繰越欠損金である。そこで将来減算一時差異の配分法と繰越欠損金に係る税便益の認識規準の2つについて、その変遷と論理を追った。分析のために着目した概念が費用配分の原則と実現概念である。この2つの原則・概念は取得原価主義を支える重要な原則である。この2つの概念から現在の税効果会計が取得原価主義に依ってたっているのか、それとも時価主義の傾向が見られるのかを判断することがこの章の目的である。

この結果本章では、現状の繰延税金資産には時価主義の特徴がみられたことを示した。まず一時差異の配分法の変遷と論理からまとめる。ARS9号では将来減算一時差異の配分法としては繰延法を推奨した。これは繰延資産において費用配分の原則を適用したものと考えられた。これに対して、APB意見書11号は配分法として繰延法を全面採用したがその理由は、論理的一貫性の追求よりも実務面での使いやすさを優先したものであった。この結果、繰延税金負債の会計上の性格が曖昧になった。

これに対して、FAS109号では配分法に資産負債法を採用した。これは繰延税金負債の負債性を考慮した結果であった。この結果、費用配分の原則に基づいた繰延税金資産の測定・評価法は費用配分の原則とは異質の測定・評価法へと移行した。そしてこの評価法は、正味実現可能価額による評価、つまり時価評価に移行したといえよう。

次に繰越欠損金にかかる税便益の認識規準について考察した。当初認識規準の論争は対応原則と保守主義とのバランスを巡るものであった。ただし保守主義といっただけでは程度の問題であり、具体的な規準を定める根拠としては弱い。そこでAPB意見書11号は実現概念を持ちだして、保守的經理の論理的裏付けをとった。ここまでは税便益の収益としての性質に注目した論争であった。これに対してFAS109号は、税便益の資産としての性格からみた認識規準を作成した。これによりFAS109号では実現概念を軽視した認識規準へと移行した。

ところで費用配分の原則と実現概念は、共に取得原価主義を支える重要な概念である。このARS9号やAPB意見書11号ではこの2つの原則にある程度沿った税効果会計であったといえよう。ところが、FAS109号では費用配分の原則と実現概念の双方に沿わなくなった。このことからFAS109号は時価主義を前提とした会計基準に移行したといえる。

#### 5. 第3章の目的と結論

次に第3章では、FAS96号とFAS109号を対比させることで、実現主義の放棄とともに、会計処理が経営者の将来予測に左右されるといった問題から税効果会計が逃れられなくなったことを示す。これにより、FAS109号やそれと類似の日本の税効果会計は経営者の裁量によって会計数値が影響を受ける可能性の高いことを示す。

APB意見書11号までは、将来減算一時差異の認識に際して経営者の裁量が入り込む余地はなかった。ただし、このような裁量の排除は、繰延税金資産の認識において資産・負債アプローチを一貫させる際に無理が生じてきた。その結果FAS96号では、差異解消のスケジューリングを行うこと、利益の予測を行わないことを要求した。これは実現主義の枠をはめることで、繰延税金資産の認識をさげよとするものであった。また未来の利益予想を会計処理に反映させることで、不確実性がつきまとう未来の事象を利用した認識基準を排除した。

しかし実現主義の追求を徹底して追求することで、FAS96号では会計処理が複雑になった。これはコスト面から経営者にとって受け入れがたいものであった。また利益を予想しないことを前提とすることで、繰延税金資産の認識が大きく制限された。この制限に対して、強い反発が生じた。なぜなら将来減算一時差異の発生可能性が高まっている状況で認識要件が厳しければ、税引後利益が少なくしか計上できないからである。また厳しい認識要件には、概念的にも問題が指摘された。それは繰延税金負債と資産との認識規準が非対称的である理由を概念的には説明できない、という批判であった。

複雑すぎるという問題と、繰延税金資産の認識規準が厳しすぎるという問題を解決するためにFAS96号は改

訂され、FAS109号が設定された。FAS109号では経営者による未来の予測が必要となった。このように未来予測を織り込むことでFAS109号は次のような問題点を孕むこととなった。未来予測には経営者の裁量が大きく働く可能性が高い。もちろん、設定に際して経営者の見込みが正確に反映されていれば、情報有用性が高まるかもしれない。しかしながら、経営者が作為的に自らの見込みとかけ離れた数値を引当金として設定する可能性も否定できない。このような可能性が高いならば、情報利用者にとって評価性引当金は攪乱要因以外の何ものでもない。

特に日本ではこの攪乱要素が税効果会計に関して大きな問題となりかねない。繰越欠損金の便益を活用できる期間は、米国においては20年であるのに対して、日本では5年間しかない。つまり、将来において税便益を活用できない可能性が米国よりも高くなると考えられる。そこで、日本では米国よりも本来であれば詳細なスケジューリングが必要になると考えられるが、それが実際行われているのか。そして、それが評価性引当額の設定水準に反映されているのか。さらには、その設定水準が市場においてどのように評価されているかを検証することが次章以降の課題として提示した。

## 6. 第4章の目的と結論

問題(3)の分析を行ったのが4章である。この章では、第3章までの議論を受けて、経営者が自己資本比率規制を達成するために税効果会計を利用しているか否かの検証を行うことが本章の主たる目的であった。また税効果会計の会計政策に対する懸念への対処として、監査報告書が公表されているが、この報告書公表以前と以後とで会計政策に相違が見られたか否かについての検証も行う。よって、この章では会計政策の検証と同時に、監査が機能しているか否かについての検証も行った。

本章では、評価性引当額を用いて銀行が会計政策を行っているか否かについての分析を行った。まず自己資本比率仮説に関しては、次のことが明らかになった。監査や検査の充実が図られる前は自己資本比率を操作するために評価性引当額が用いられていたが、監査や検査の充実が図られた以後は、平均値より余裕度がなければいほど評価性引当額を設定する傾向がみられることを実証的に示した。つまり余裕度が低い銀行に関しては、自行の閉鎖確率を反映した評価性引当額設定が行われていることが示唆されたのである。しかしながら、平均より余裕度が高い銀行の会計政策のインセンティブについては今後の課題である。また、利益操作という観点からも監査や検査の充実以前と以後では異なった行動が行われている結果を示した。充実以前には利益が低いほど利益を増加させるために評価性引当額が用いられていたが、充実以後は基準の意図通り利益が低いほど評価性引当額の設定水準が高くなっていた。自己資本比率仮説や当期利益に対するこれらの検証結果は監査や検査の充実によって、税効果会計に関して経営者の裁量が抑制されたことを示唆するものであろう。

また、1999年3月期や2000年3月期の銀行業では従来の会計学でいうところの規模仮説とは逆に、規模の大きい銀行の方が利益を捻出する傾向が強いことが分かった。ただし、これは規模が政治費用の代理変数であるという仮説と矛盾しないと考えられる。

また将来利益が低い銀行ほど評価性引当額をより積んでいることがわかった。これは、将来収益性が評価性引当額にきちんと反映されていることを示唆するものである。これはディスクロージャーと財務会計システムが銀行においてはきちんと連動していることを示す証拠ともいえよう。最後に、一時差異や繰越欠損金は仮説どおり将来の税便益の獲得要素として考慮されていることが分かった。

## 7. 第5章の目的と結論

最後に第5章では(4)の問題について考察する。前章では評価性引当額の設定に際して経営者にどのような意図が働くかについて検証を行ってきた。これに対して第4章では初年度を除いては、銀行の経営者は自行のリスクを加味した評価性引当額の設定を行ってきたと思われる証拠を示した。ただし、これらは裁量的な会計政策が行われにくくなったという方向の議論はできても、その程度が適切であるか否かについては必ずしも議論していなかった。それではこのような現状を市場はどう評価しているのかを株価を用いて検証することがこの章の目的である。

その結果、繰延税金は全体としてみれば株価説明力があるといえることを示した。つまり税効果会計の採用によって市場は追加的な情報を得たといえよう。また発生原因毎に株価に与える影響は異なっており、税効果会計の注記情報も追加的な情報を提供しているといえる。しかし個々の項目を見ると、一時差異と繰越欠損金に係る繰延税金資産は仮説通り株価を説明していたが、評価性引当額は符号条件を満たす場合が多いとはいえ、統計的に有意とはいえない。これは評価性引当額が市場に信頼されていないことを示唆するものといえよう。また再評価に係る繰延税金負債に関しては、符号条件が合わず、統計的にも有意な結果がほとんど導き出されなかった。これについては、土地再評価が市場では評価されていないという結論と関係しているものと考えられる。

次に銀行の余裕度と繰延税金の評価との関係について分析を行った。この結果、余裕度のない銀行に対して市場は繰延税金資産を低く評価していることが示された。また繰延税金資産全体としてだけでなく、特に一時差異に係る繰延税金資産を低く評価していることも示された。この理由として、市場は現行の評価性引当額の設定水準に関して、過小であるとの評価を下していると考えることができよう。

## 8. 本論文からのインプリケーションと今後の課題

本論文をまとめると以下ようになる。まず第1章では銀行が自身の資産を査定し、それを会計処理に反映させる会計規制が市場規律を働かせるために導入されたことを示した。これに対して、課税所得計算上は、引当金をはじめとして経営者の判断を反映させないような制度変革が行われたことを示した。また、実際の乖離は制度改革以前から徐々に始まっていることを示した。また制度改革以後は銀行毎のばらつきが大きく

なっていることも明らかにした。

このような両者の乖離の程度やぶれの拡大という問題に対応するために導入された会計処理である税効果会計は、市場規律を重視する他の会計処理と似た傾向を持っていることがわかった。具体的には、第2章において税効果会計には時価主義の傾向が見られることがわかり、さらに第3章において時価の判断は経営者の将来予測に基づいていることを明らかにした。

このような特徴をもつ会計基準である税効果会計を銀行の経営者は当初自己資本比率規制を達成するために利用した。しかしながら、監査体制や検査の充実などにより、経営者の目的に沿った会計処理を抑えることが可能であることを第4章で示した。またこのように経営者の目的に利用される可能性が高い会計上の資産である繰延税金資産を、全体的には資産であると市場が判断していることを第5章で示した。しかしながら、余裕のない銀行に対して、未だ設定水準が過小であるとの評価を下していることも示されたのである。つまり、市場は税効果会計により提供された情報を全体的に信頼しているのではなく、条件付きで信頼しているにすぎないことを示したのである。つまり時価主義と経営者の判断は税効果会計に見られた2つの特徴は、部分的にしか市場で評価されていないことがわかったのである。

このような税効果会計に関する分析から会計全体にかかわる問題を、誤解を恐れずに提起すれば以下のようになる。市場規律を重視することを前提にした会計処理は時価評価の導入とその評価に経営者判断を反映させるという2つの特徴があると考えられる。この背後には、市場で交換されると仮定した価値である時価価値に関する情報が市場規律を高めるためには重要であると考えられているためといえよう。また市場規律が必要であるとする前提としては、経営者が自分自身の目的達成を行う主体であり、かつ経営者は規律が働かなければ投資家や預金者にとって不利益になるような行動をとることを想定している。

ところが、企業が持つ資産および負債は必ずしも市場で取り引きされているとは限らない。このような資産および負債の時価は、直接観察できるものではなく、何れかの主体がその主体の判断で推定することが必要である。そして、現状の会計制度では推定を行う主体として経営者を想定している。つまり会計制度は、経営者が自身の判断で時価を推定して、会計上開示を行うという制度なのである。つまり、規律付けられるべき存在の経営者に自身を規律付けするための情報の開示を委任している制度であるということができよう。もちろん監査や、銀行の場合であれば金融検査の存在によって経営者の裁量による会計処理に対して一定の歯止めはかかっていると考えられる。しかしながら、そのようなものは一定の歯止めではない可能性がある。また、そもそも監査や検査の存在があって初めて会計制度が有用なものとして機能するということは、監査や検査をはじめとする他の制度と整合的に設計されて初めて会計制度は市場規律のために有効な制度となりうることを示している。

この議論は今後の課題を示唆している。それは、正しい情報の開示のために会計以外の制度と会計制度をいかに整合的に設計するかを考察することである。本論文で対象としたことは自己資本比率規制に対応するために経営者が評価性引当額を操作しているか否かという問題であった。この問題を取り扱うに際して、自己資本比率規制の目標水準という経営者の目的は所与として会計制度を分析した。この背後には、自己資本比率規制によって会計制度が歪められているのではないかという問題意識があった。しかしながらこれとは逆の可能性である自己資本比率規制が会計制度によって歪められているのか否かを本論文では議論していない。そして双方の制度がお互いに影響を与えている結果、双方の制度に悪影響がでている可能性もあろう。

自己資本比率規制と会計制度の整合性の問題は一例である。この制度以外の制度と会計制度との間にも同様の問題は起こり得る。これらの制度が経営者の目的にどう影響を与え、そしてそれによって会計制度がどう利用されるかを分析するためには、経営者の目的を外生的に与えるのではなく、内生的なものとして考察に入れるが必要であろう。こうすることで初めてお互いの制度が有効に働くメカニズムを検証できるのではないだろうか。そしてこのような分析を行うにあたり、例えば米国では理論モデルを用いた会計制度の分析が進んでおり、Lambert[2001]、Bushman and Smith[2001]やVerreccia[2001]では、理論モデルによる会計制度や会計政策分析の包括的なレビューが行われ、今後の方針が示唆されている。このような研究手法を取り入れることも今後の課題であろう。